

航空クラブ規約

一般財団法人日本航空協会
航空クラブ

第1章 総則

(目的)

第1条 このクラブは一般財団法人日本航空協会（以下「協会」という）の事業の一翼として、広く航空関係者の連携を強固にし、航空を通じて社会の発展に寄与する事を目的とする。

(名称、事務所)

第2条 このクラブは航空クラブ（英文 THE AVIATION CLUB OF JAPAN）と称し、事務所を東京都港区新橋 1-18-1 航空会館におく。

(事業)

第3条 航空クラブは次の事業を行う。

- (1) 研修会、懇談会、同好会等各種行事
- (2) クラブ施設の運営管理
- (3) 会員の福利厚生
- (4) 刊行物の発行
- (5) その他このクラブの目的達成および運営のため必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 航空クラブ会員は、次の通りとする。

個人会員 個人としての会員資格を取得したもの

推薦会員 協会賛助員（又は協会会友）から推薦を受けたもの

特別会員 協会又は運営委員会が推薦したもの

特別法人会員 特別法人会員としての会員資格を所得したもの

(会員資格の取得)

第5条 会員は運営委員会の資格審査を経て、その資格を所得する。

2. 推薦会員の変更があったときは、前会員の資格を継承するものとする。

(会員資格の喪失)

第6条 会員は次の場合その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第7条 会員は次に該当する場合、運営委員会の決議により除名する事ができる。

- (1) 会費の滞納
- (2) クラブの品位を傷つけまたはクラブの目的に反した行為を行ったとき

(会費)

第8条 会員は別に定める会費を負担するものとする。

(退会)

第9条 会員が退会する場合は退会届を提出しなければならない。

第3章 役員等

(役員構成)

第10条 このクラブに次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 運営委員長 | 1名 |
| (3) 運営委員 | 20名以内 |
| (4) 事務局長 | 1名 |

(役員選任、職務および任期)

第11条 会長は、協会の会長とする。

2. 運営委員は、協会の推薦に基づき会長が委嘱する。但し、運営委員の過半は協会役職員以外の会員から選任する。
3. 運営委員長は、運営委員の互選により選出する。
4. 事務局長は、協会の役職員とし、協会の推薦に基づき会長が委嘱する。
5. 会長は、本クラブを代表し、業務を統括する。
運営委員長は、会長を補佐し、業務を掌理する。
6. 運営委員長は、運営委員会を招集し、その議長になる。
7. 運営委員は、運営委員会を組織し、クラブの運営に当る。

8. 事務局長は運営委員長を補佐し、運営事務を統括する。
9. 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
なお、補欠として就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。
10. この会に顧問若干名を置くことができる。顧問は運営委員会の推薦に基づき、会長が委嘱し諮問に応じ意見を述べるほか、運営委員会に出席し意見を述べるができる。

第4章 会 議

(総 会)

第12条 航空クラブは毎年1回総会を開き、会員の懇談機会を設ける。

2. 総会の議長は会長とし、会長事故あるときは、運営委員長が代理する。
3. 総会において報告されるべき事項は次の通りとする。
 - (1) 事業報告および事業計画、ならびに事業収支について
 - (2) 航空クラブ規約の改正について
 - (3) その他運営委員会において必要と認めた事項

(運営委員会)

第13条 運営委員会に付議されるべき事項は以下の通りとする。運営委員会での決定事項は、協会の承認を得る。

- (1) 第12条に定める総会報告事項
 - (2) クラブ運営ならびに規約に関する事項
 - (3) 会員資格の取得喪失に関する事項
 - (4) その他必要と認めた事項
2. 運営委員長は、必要に応じ専門委員を委嘱して、特定事項の審議を行うことができる。
 3. 運営委員会において議決を必要とする場合は、出席者の過半数の賛否による。賛否同数の時は議長がこれを決する。

第5章 事務および会計

(日常事務)

第14条 クラブの日常業務は、協会が行う。

(会計)

第15条 クラブの日常会計は、協会の会計処理要領に基づいて行う。

2. 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
3. クラブの収入は会費、寄付金品ならびに日本航空協会等よりの助成金とし、支出は第3条に定めた事業のための諸経費、人件費ならびに、施設諸経費とする。

付 則

第16条 この規約の実施に関し必要な事項は、運営委員会の承認を経て会長が定める。

制定 昭和53年6月8日

改定 昭和56年7月17日

改定 昭和61年5月24日

改定 平成10年6月22日

改定 平成15年6月13日

改定 平成19年4月1日

改定 平成24年7月2日

改定 令和4年4月1日